

第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 4月 5日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	5番 遠藤 由理子
6番 宮下 庄吉	7番 高井 武男
8番 生方 芳光	9番 萩原 正道
10番 中村 順子	11番 金井 繁行
12番 星野 博一	13番 井上 正文 (会長)
14番 牛口 長明	15番 小林 由喜子

・欠席

4番 石井 武久

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 光
事務局次長兼農地係長	大橋 真実
副主幹	佐藤 エリカ
副主査	宮下 和哉

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後1時30分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、4番石井武久委員より欠席の届出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は、14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時31分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時32分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、6番宮下庄吉委員、7番高井武男委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時33分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 議長 5. 付議事件 午後1時37分
議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
- 下記について報告
(1)農地法第3条の3の規程による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)形質変更届について
(4)農地法関係許可取消願について
(5)農地に該当しないことの証明について
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。
関連がありますので、1番から3番は一括でご意見等あればお願いいたします。

議長 1番、2番は売買で、3番は賃貸借とありますが、賃借料はいくらになるのでしょうか。

事務局 年間で22万円になります。

7番委員 参考までに、農地の価格については、売り主と買い主で決めているのですが、これを見ると1反当たりの値段が高額なのではないでしょうか。

事務局 申請書に書かれている金額については、当事者で決めた金額になると思われます。

議長 場所や条件で変わってくるのではないのでしょうか。

議長 続きまして4番

ほかにご意見はございますか。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第17号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

続きますして2番

次に3番

ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第18号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第19号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第18号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。
よって、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請
について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
次に議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見がございましたら、発言願います。

まず1番

7番委員

転用目的で、一般住宅用地及び道路用地とあるのですが、地図を見ると
道路と隣接しているように見えるのですけれども、目的に道路用地と入っ
ているのは何か理由があるのですか？

事務局長

新築すると、後退線の関係で道路敷として一部出さなければいけないの
で、道路敷として転用しているものと思われれます。

議長

よろしいですか？

7番委員

はい。

議長

その他、1番についてご質問等はございますか。

続いて2番

続いて3番

続いて4番

続いて5番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第20号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第21号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された1番案件について7番高井委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

7番委員

先月、事務局及び地元の推進員と現地確認を行いました。

申請地については、1月の委員会において営農型太陽光発電の申請がありまして、承認があった場所の隣になります。

要件等に違いはありませんので、特に問題はないと思われま

議長

ありがとうございました。

では、ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いい

たします。

議長 その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

7番委員 参考に教えていただきたいのですが、営農型太陽光発電の場合、収量の要件については、販売の金額ではなく、収穫量で判断するのでよいのでしょうか？

事務局 委員のお見込みどおりでよいかと思います。

7番委員 ありがとうございます。

議長 ほかに、ご意見ご質問等はございますか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第21号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、議案第21号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時25分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

(1) 行事予定について

(2) その他

8. 閉 会

終了 午後2時35分